

県都とくしまウォーカブル推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 徳島駅を中心に、眉山、新町川、万代中央ふ頭などを結ぶ交流軸を形成し、人が行き交う回遊性の向上を図るため、「居心地が良く、歩きたくなる」ウォーカブルな空間づくりを推進することを目的に、県都とくしまウォーカブル推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 徳島駅を中心としたまちなかの回遊性向上に向け、官民が連携して取り組む公共空間の整備や利活用に関すること。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

2 委員及びオブザーバーの追加等は、会長が決定する。

(会長の任命等)

第4条 推進会議には、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(推進会議の開催)

第5条 推進会議は会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員及びオブザーバーは、自ら指名する者を代理として会議に出席させることができる。

4 会長が必要と認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(書面による会議)

第6条 推進会議は、会長が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、徳島県県土整備部都市計画課まちづくり室及び徳島市都市建設部都市整備室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、事務局が推進会議に諮り、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。